

判決年月日	平成 28 年 11 月 30 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成 28 年(ネ) 10073 号		
石けんに  なる標章を付する行為は、石けん類を指定商品とする つかってみんないよか なる商標権等を侵害しない。			

(関連条文) 商標法36条1項, 2項

(関連する権利番号等) 商標登録第5046558号(本件商標1), 商標登録第5381434号(本件商標2), 商標登録第5381433号(本件商標3)

判 決 要 旨

1 本件は、控訴人らが、被控訴人において被告標章1  を付した被告

商品1を販売するなどして控訴人らの石けん類等を指定商品とする本件商標権1から3を侵害したと主張して、被控訴人に対し、①商標法36条1項に基づき、被告商品1に被告標章1を付することなどの差止めを求め、②同条2項に基づき、被告標章1を付した被告商品1の廃棄を求めるととともに、③不法行為(民法709条)に基づき、平成24年1月1日から平成26年12月25日までの商標法38条1項による損害の一部の賠償及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

原判決(横浜地裁平成26年(ワ)第5240号)は、控訴人らの請求をいずれも棄却した。

2 本判決は、以下のとおり、本件商標1から3のいずれも被告標章1とは類似しないと判断した。

(1) 上段に「がばい」の文字を横書きし、下段に「よか石けん」の文字を横書きに配して成る被告標章1については、全体として一体的に観察して、類否を判断するのが相当である。

本件商標1(「よか」(標準文字))と被告標章1は、外観において異なることは明らかであり、本件商標1は、「ヨカ」との称呼及び形容詞「よい」を意味する九州地方の方言との観念を生じるのに対し、被告標章1は、「ガバイヨカセッケン」との称呼及び佐賀県ないし九州地方と関連性のある、非常に良質な石けんであるとの観念を生じるのであるから、称呼及び観念においても異なる。

よって、本件商標1と被告標章1は、類似するものではない。

(2) 本件商標2(「つかってみんない よか」)については、「よか」の文字部分のみを抽出するのは相当ではなく、全体として一体的に観察して、被告標章1との類否を判断するのが相当である。

本件商標2と被告標章1は、外観において異なることは明らかである。また、本件商標

2は、「ツカッテミンシャイヨカ」との称呼及び特定の商品について使用された場合において、当該商品は、九州地方と関連するものであり、良質な商品なので使用を勧めるという程度の観念を生じるのに対し、被告標章1は、「ガバイヨカセッケン」との称呼及び佐賀県ないし九州地方と関連性のある、非常に良質な石けんであるとの観念を生じるのであるから、称呼及び観念においても異なる。

よって、本件商標2と被告標章1は、類似するものではない。

(3) 本件商標3（「」）については、「よか」の文字部分のみを抽出

するのは相当ではなく、全体として一体的に観察して、被告標章1との類否を判断するのが相当である。

本件商標3と被告標章1は、外観において異なることは明らかである。称呼については、本件商標3は、「ツカッテミンシャイヨカセッケン」との称呼を、被告標章1は、「ガバイヨカセッケン」との称呼をそれぞれ生じ、これらは、後半の「ヨカセッケン」が共通するものの、この共通部分は、指定商品である石けんに、形容詞「よい」を意味する九州地方の方言である「ヨカ」を付したのみであって、出所識別標識としては弱いものである。また、観念についても、本件商標3は、九州地方に関連する良質な石けんの使用を勧めるという程度の観念を、被告標章1は、佐賀県ないし九州地方と関連性のある、非常に良質な石けんであるとの観念をそれぞれ生じ、九州地方に関連する良質な石けんに関するものであるという点において共通するものの、この共通部分も、指定商品である石けんを、その品質及び関連する地方と共に示すものにすぎず、出所識別力は弱いものである。

そして、これらの称呼及び観念の共通部分は、前記の外観の相違をりようがするものではなく、したがって、本件商標3と被告標章1は、類似しない。

以 上